

習志野市農業委員会総会議事録

平成29年第8回習志野市農業委員会総会は平成29年8月4日（金曜日）習志野市役所2階監査事務局会議室で開催した。

1. 開催時刻 午後4時00分

1. 委員の出欠席 17名中 13名出席

※ 5番、9番、14番、15番は欠番

委員氏名（網掛けは欠席委員）

| | | |
|------------|------------|-----------|
| 1番 三代川 正夫 | 2番 三橋 喜左衛門 | 3番 三代川 彦博 |
| 4番 合間 正秋 | 6番 伊東 壽 | 7番 三橋 武夫 |
| 8番 葛城 芳一 | 10番 伊藤 和彦 | 11番 飯生 良 |
| 12番 田久保 征夫 | 13番 小川 孝雄 | |

会 長 廣瀬 博
会長職務代理者 飯生 正己

1. 議事録署名人 3番 三代川 彦博 4番 合間 正秋

1. 議案審議結果

上 程 1件 承 認 1件 不 承 認 0件 審 議 未 了 0件

1. 閉会時間 午後 5時15分

1. 付議事項

議案第1号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

報告案件

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

| | |
|-----|---|
| 議 長 | <p>定刻前でございますが皆さん揃われましたので、会議を開きます。 只今より平成29年第8回 習志野市農業委員会総会を開催いたします。 本日の欠席の報告はありません。 よって4名の欠員を含め17名中13名の出席であります。 従いまして本日の総会は成立いたしました。</p> <p>次に、議事録署名人について、 「習志野市農業委員会会議規則」第26条の規定により 議長より指名させていただきます。 3番 三代川 彦博 委員、4番 合間 正秋 委員、 両名を指名いたしますのでよろしく、お願いいたします。</p> <p>本日の議案上程件数は、1件でございます。</p> <p>それでは、議案第1号 「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」 についてを、議題とします。</p> <p>議案第1号、 生産緑地に係る主たる従事者についての証明願について 事務局より議案説明を求めます。</p> <p>事務局、議案の朗読をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>それでは1ページをお開きください。 議案第1号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について 平成29年7月21日付けで、下記のとおり生産緑地法第10条の規定に基づき、農業の主たる従事者についての証明願の提出があったので審議を求めます。</p> <p>1 申請者 習志野市●●●丁目●番●●号 ●● ●● (●●歳)</p> <p>2 買取り申し出事由(死亡)の生じた者 習志野市●●●丁目●番●●号 ●● ●●</p> <p>3 買取り申し出生産緑地 ●所在地 習志野市●●●丁目●●●番●、地目 畑</p> |

| | |
|-------------|---|
| | <p>面積 ●●●㎡、生産緑地名称 ●●第●●生産緑地地区</p> <p>●所在地 習志野市●●●丁目●●●番●、地目 畑</p> <p>面積 ●●●㎡、生産緑地名称 ●●第●●生産緑地地区</p> <p>合計 ●, ●●●㎡</p> <p>4 登記内容（権利者） 習志野市●●●丁目●番●●号 ●● ●●</p> <p>5 申し出事由 平成29年2月16日に主たる従事者の ●● ●● 氏の死亡により相続等に伴う生産緑地の全部を解除するため証明願を行うものです。 2ページに案内図、3ページ4ページに公図を添付してあります。 以上です。</p> <p>事務局、ご苦勞様でした。 続きまして、現地調査報告を3番 三代川 彦博 委員より お願いします。</p> <p>議案第1号「生産緑地に係る 農業の主たる従事者についての証明願い」の調査報告をさせていただきます。 現地調査は、平成29年7月31日に廣瀬会長はじめ、農業委員、</p> |
| 議長 | |
| 三代川彦博 委員 | |

| | |
|---------|--|
| | <p>事務局職員 合わせて14名で行いました。 場所につきましては案内図のとおり、京成本線 線路沿い「●●●●●●●●●●」と、●●●●●●●●●●に挟まれた3か所の農地であります。 今回は、所有者の●●●●●●●●●●さんが2月に亡くなられ、一人娘の●●●●●●●●●●さんに、全てを相続し、相続に伴い、生産緑地の指定を全部解除するために、証明を依頼したと聞いております。 今後は家庭菜園程度に耕作を続けていくそうです。 以上、議案第1号の調査報告とさせていただきます。 よろしくご審議のほどお願いいたします。</p> |
| 議 長 | <p>三代川 彦博 委員、現地調査報告ご苦労様でした。</p> |
| 事務局 | <p>事務局は、補足説明ありますか。</p> <p>それでは、補足説明ということなのですが生産緑地については、主たる従事者が死亡した場合には解除の申請が可能となります。 ●●●●●●●●●●さんにつきましては、●●●●●●●●●●第●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●第●●●●●●●●●●の生産緑地をお持ちになられています。その中で●●●●●●●●●●第●●●●●●●●●●生産緑地につきましては、●●●●●●●●●●さんが●●●●●●●●●●㎡を併せ持っていていらっしゃるため（この分を差し引くと）500㎡を切ってしまうので、今回初めての事例ですが道連れ解除ということになります。道連れ解除につきましてはこちらからご連絡して●●●●●●●●●●さんの了解が得られております。これを持ちまして都市計画課に生産緑地の正式な買い取り申出をしまして3か月を経過して解除ということになります。私からは以上です。</p> |
| 議 長 | <p>三代川 正夫 委員も同じ谷津地区ということで立ち会って頂きました。1番 三代川 正夫委員いかがですか。</p> |
| 三代川正夫委員 | <p>特にありません。</p> |
| 議 長 | <p>他に質問等がありましたら、挙手願います。</p> <p>はい、三代川彦博委員どうぞ。</p> |
| 三代川彦博委員 | <p>今回の案件は、相続ということで生産緑地の解除を申請するものです。市内においては農業を後継する若い方々もポツポツと出て</p> |

| | |
|--------------------------------|---|
| <p>議 長</p> | <p>きている中で、家の事情もあろうかと思いますが、優良農地を持ちながら農業を継続できなくなるというのは少し寂しい気がします。今回のように相続が発生して法律上やむを得ないことでもあ るし、最終的にはそれぞれの家で決定することなのですが、今後はできる限り農業を継続経営できるような方法をアドバイスして いただくことをお願いできないかなと思います。</p> <p>家の事情を含めいろいろなことで営農継続ができなくなるケース はありますが、その前に何か良い策があるのかどうかなどをこれ から勉強していきましょう。</p> <p>はい、事務局どうぞ。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>生産緑地の制度につきましては、平成34年に全て買い取り申出 ができるようになるのですが、国の方針は都市の中の緑地は残し て行こうということでございます。これにより今までよりハード ルを低くして保全しようという考え方に変わっています。ただ、 この問題については国税である相続税や、地方税である固定資産 税等がまだ整理できていないという課題があります。</p> |
| <p>議 長</p> <p>三代川正夫 委員</p> | <p>はい、三代川正夫委員どうぞ。</p> <p>先ほどの●●㎡の農地ですが、単独で生産緑地を受けようとし ても受けられないですね。ですから、生産緑地はいっしょに受け たのですね。そうすると、自分だけで解除はできるかもしれま せんが、初めから行く先このような（道連れ解除）状況になる場 合があることは分かっていたのでしょうか。初めの経緯について 確認します。</p> |
| <p>議 長</p> <p>三代川正夫 委員</p> | <p>親が元気な時にはそうは思わないかもしれませんが、相続が発生 した時点では相談されたと思います。</p> <p>この間のケースでは道を挟んだ土地を一部残して生産緑地として 残したというものでしたが・・・。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>はい、事務局どうぞ。</p> |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>はい、今の件ですが、500㎡ないと生産緑地として指定できないというお話を都市計画担当課からいただいていると思います。私事ですが、500㎡ない場合は、周りの土地との抱き合わせで生産緑地として指定することができますという説明を受けて生産緑地指定をしている土地を私自身も所有しています。その時に、抱き合わせていただく大きな農地を持っている方に、この先相続などで耕作を続けていられない状況が発生した場合には、一緒に解除になることを承知でよろしいでしょうかという説明を都市計画担当課から受けております。今回の●●さんについても多分ですが、都市計画担当課か農業委員会かは、わかりませんが、事前に説明を受けて生産緑地の指定を受けているはずですが、先ほど三代川正夫委員がおっしゃった前回の●●●●さんの農地につきましては、ご親戚とかわかりませんが、500㎡に満たない、道路を挟んで反対側の農地の所有者が、この先、生産緑地として農業を続けて行きたいというご意向があったということで、道連れ解除を避けるために、●●さんの配慮で、解除希望とは反対側の土地を残して、生産緑地の一部解除をされたということになっていますので、●●●●さんのご遺族の方が例えば農地を残すというお話があればそれはそれで良かったのでしょうか、いろいろご事情があるから今回は道連れ解除ということになっているのだと思います。当初生産緑地にする時に皆様方にご説明をされている筈なので、今回も致し方ないということでご了解いただいているものだと思います。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>今、事務局からご説明がありました。関連して何かご質問等ありますか。</p> <p>質問等がなければ、採決に入ります。</p> <p>議案第1号の 「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」の発行について、賛成の方の同意を求めます。</p> <p>証明書を発行することに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>全員賛成を持ちまして、議案第1号の 「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」は、</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>同意されましたので、事務局は本日付で事務処理を行ってください。</p> <p>・・・・・・続いて、報告第1号および報告第2号については「農地転用届出書の受理通知の交付について」すでに報告書はご覧いただいていることと思いますが何かご質問等がございましたら挙手願います。</p> <p>質問等が無ければ、本日の総会はこれを持ちまして終了いたします。ご苦労様でした。</p> |
|--|---|